



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

- *24 和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 （都市政策課）..... 1
- *25 和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則 （ " ）..... 18

○ 告示

- *512 和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定 （都市政策課）..... 19
- 513 和歌山県景観計画の変更 （ " ）..... 27

規 則

和歌山県規則第24号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「壁面広告」を「高速道路等沿道案内広告物、案内広告物（電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものを除く。）、壁面広告」に改める。

第14条の2中「立看板その他看板の類（のぼりを含む。）」を「立て看板、のぼりその他これらに類するもの」に改める。

別表第1第2項の表中「立看板その他看板の類」を「立て看板、のぼりその他これらに類するもの」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

種類		定義	許可の期間
高速道路等沿道案内広告物		条例第6条第6項の規定により許可を受けて表示し、又は設置する広告物であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。 1 木、石、金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 条例第3条第12号の知事が指定する区域の土地に建植されるものであること。 3 高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）を通行する車両の運転者の便宜を図るため、知事が指定する特産品（以下「指定特産品」という。）に係る知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）又は知事が指定する観光施設若しくは観光地点（以下「指定観光施設等」という。）への案内に関する必要な事項を表示するものであること。	3年以内
案内広告物	道標	次に掲げる要件を満たす広告物（高速道路等沿道案内広告物を除く。）をいう。 1 木、石、金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 土地に建植されるものであること。	3年以内

		3 道路を通行する歩行者又は車両の運転者の便宜を図るため、地名又は公共施設その他の施設の方向、里程その他の案内に関する必要な事項を表示するものであること。	
	案内図板等	次に掲げる要件を満たす広告物（高速道路等沿道案内広告物を除く。）をいう。 1 木、金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 土地に建植され、又は建築物（塀を含む。）の壁面に取り付けられるものであること。 3 事業所、営業所若しくは作業場（以下「事業所等」という。）へ案内するため図表を表示するもの又は公共的目的のため表示し、若しくは設置するものであること。	3年以内
	案内板	次に掲げる要件を満たす広告物（高速道路等沿道案内広告物を除く。）をいう。 1 木、石、金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 土地に建植され、建築物（塀を含む。）の壁面に取り付けられ、又は電柱に巻き付けられ、若しくは取り付けられるものであること。 3 道路を通行する歩行者又は車両の運転者の便宜を図るため、事業所等の方向、里程その他の案内に必要な事項を表示するものであること。	3年以内
建築物を利用する 広告物	壁面広告	次に掲げる要件のいずれかを満たす広告物（案内広告物を除く。）をいう。 1 塗料その他の材料を使用して建築物（塀を含む。）の壁面に表示するものであること。 2 木、金属その他の耐久性のある材料を使用して建築物（塀を含む。）の壁面に取り付けられるもの（建築物の壁面から突き出して取り付けられるものを除く。）であること。	3年以内
	突出し広告	次に掲げる要件を満たす広告物（案内広告物を除く。）をいう。 1 金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 建築物の壁面から突き出して当該壁面に取り付けられるものであること。	3年以内
	屋上広告	次に掲げる要件のいずれかを満たす広告物をいう。 1 木、金属その他の耐久性のある材料を使用して、建築物の屋上（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上に附属する工作物（以下「屋上工作物」という。）を含む。）に設置するものであること。 2 塗料その他の材料を使用して屋上工作物に表示するものであること。	3年以内
独立して 設置される 広告物		次に掲げる要件を満たす広告物（高速道路等沿道案内広告物及び案内広告物を除く。）をいう。 1 木、金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 土地に建植されるものであること。	3年以内
工作物を利用する 広告物	電柱広告	次に掲げる要件を満たす広告物（案内広告物を除く。）をいう。 1 金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものであること。	1年以内
	消火栓標識柱 添加広告	次に掲げる要件を満たす広告物をいう。 1 金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 消火栓標識柱に取り付けられるものであること。	1年以内
	街灯柱添加広	次に掲げる要件を満たす広告物をいう。	1年以内

	告	1 金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 街灯柱に取り付けられるものであること。	
	照明付バス停留所標識添加広告	次に掲げる要件を満たす広告物をいう。 1 金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 照明付バス停留所標識に取り付けられるものであること。	1年以内
	アーケード添加広告	次に掲げる要件を満たす広告物をいう。 1 金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 アーケードに取り付けられるものであること。	1年以内
	アーチ添加広告	次に掲げる要件を満たす広告物をいう。 1 金属その他の耐久性のある材料を使用して作成されるものであること。 2 空中を横断するアーチ状に建植された工作物に取り付けられるものであること。	1年以内
その他の 広告物	貼り紙	ポスター、ビラその他これらに類する広告物であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。 1 紙その他の材料を使用して作成されるものであること。 2 建築物その他の工作物又は物件に貼り付けられるものであること。	1月以内
	貼り札	次に掲げる要件を満たす広告物をいう。 1 ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを使用して作成されるものであって、貼り紙を掲示することを目的として使用されるものであること。 2 建築物その他の工作物又は物件に取り付けられるものであって、容易に取り外しができるものであること。	1月以内
	立て看板、のぼりその他これらに類するもの	次に掲げる要件を満たす広告物をいう。 1 紙、布、木、金属その他の材料を使用して作成されるものであること。 2 建築物その他の工作物又は物件に立て掛けられ、移動できる状態で置かれ、又は容易に取り外すことができる状態で土地に建植されるものであること。	紙又は布を使用して表示する場合は1月以内、それ以外の場合は1年以内
	広告幕	次に掲げる要件を満たす広告物をいう。 1 布、網その他の材料を使用して作成されるものであること。 2 建築物その他の工作物又は物件に取り付けられるものであること。	1月以内
	気球広告	綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱に取り付けられる広告物をいう。	1月以内

備考 本表に定めのない広告物の許可の期間については、同表に規定する広告物のうち最も類似するものの許可の期間を適用する。

別表第3第1項第10号中「立看板その他看板の類（のぼりを含む。）」を「立て看板、のぼりその他これらに類するもの」に改め、同表第2項の表中「立看板その他看板の類」を「立て看板、のぼりその他これらに類するもの」に改め、同表備考3中「階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物」を「屋上工作物」に、「屋上構造物」を「当該屋上工作物」に改め、別表第3第4項の表中「立看板その他看板の類」を「立て看板、のぼりその他これらに類するもの」に改め、同表に次のように加える。

高速 道路 等	1 広告物を表示し、又は設置する目的に関し、次に掲げる基準のいずれかを満たすものであること。 (1) 指定特産品に係る指定地域へ案内するため、地方公共団体若しくは公共的団体が表示し、又は設置するもので、公共的目的を有するもの（当該公共的目的以外の目的を有しないものに限る。）であること。
---------------	--

沿道案内
広告物

- (2) 指定観光施設等へ案内するため、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置するもの（当該目的に公衆の利便に供すること以外の目的を含まないものに限る。）であること。
- 2 広告物の表示に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 指定特産品に係る指定地域へ案内するためのものにあつては、次に掲げる事項のうちアに掲げるものを表示するほか、必要に応じイからクまでに掲げるものに限り、表示するものであること。
- ア 指定特産品の名称、当該指定特産品に係る指定地域の名称及び当該指定地域に係る最寄りのインターチェンジの名称
- イ 指定特産品の名称だけではその内容が理解できない場合にあつては、当該指定特産品の内容に係る説明
- ウ 指定観光施設等への案内（公衆の利便に供することを目的とするものに限る。）の表示を含む場合にあつては、指定観光施設等の名称及び当該指定観光施設等に係る最寄りのインターチェンジの名称
- エ 公衆の利便に供するため必要がある場合にあつては、最寄りのインターチェンジ以外のインターチェンジの名称
- オ アからエまで及びクに掲げる事項の全部又は一部に付される英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示（以下「翻訳等」という。）
- カ 指定特産品、指定地域、指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号、マーク、絵その他これらに類するものであつて、特定の商品を想定させるものでないもの（県章及び市町村章を除き、公衆の利便に供するものに限る。）
- キ 地方公共団体が表示し、又は設置する場合であつて、かつ、当該地方公共団体が表示を必要とする場合にあつては、県章又は市町村章
- ク アからキまでに掲げるもののほか、公共的目的のため必要な表示であると知事が認めるもの
- (2) 指定観光施設等へ案内するためのもの（指定特産品に係る指定地域への案内の表示を含むものを除く。）にあつては、次に掲げる事項のうちアに掲げるものを表示するほか、必要に応じイからキまでに掲げるものに限り、表示するものであること。
- ア 指定観光施設等の名称及び当該指定観光施設等に係る最寄りのインターチェンジの名称
- イ 指定観光施設等の名称だけではその内容が理解できない場合にあつては、当該指定観光施設等の内容に係る説明
- ウ 指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号、マーク、絵その他これらに類するものであつて、特定の商品を想定させるものでないもの（県章及び市町村章を除き、公衆の利便に供するものに限る。）
- エ 公衆の利便に供するため必要がある場合にあつては、最寄りのインターチェンジ以外のインターチェンジの名称
- オ アからエまで及びキに掲げる事項の全部又は一部に付される翻訳等
- カ 地方公共団体が表示し、又は設置する場合であつて、かつ、当該地方公共団体が表示を必要とする場合にあつては、県章又は市町村章
- キ アからカまでに掲げるもののほか、公衆の利便に供するものとして表示する必要があると知事が認めるもの
- (3) 高速道路等沿道案内広告物に係る同一の指定特産品の名称及び当該指定特産品に係る指定地域の名称の組合せ（同一の名称の組合せを表示しているものと通常考えられるものを含む。）にあつては、最寄りの高速道路等の沿道（当該高速道路等の車線のうち表示し、又は設置しようとする広告物から最も近い車線の沿道をいう。以下同じ。）上において2を超えて表示していないこと。
- (4) 高速道路等沿道案内広告物に係る同一の指定観光施設等の名称（同一の名称を表示しているものと通常考えられるものを含む。）にあつては、最寄りの高速道路等の沿道上において2を超えて表示していないこと。
- 3 広告物の形状に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 1の掲出物件に係る表示面は、1面であること。
- (2) 表示面は長方形で、かつ、幅11メートル以下であること。
- (3) 地面から広告物の上端までの高さは、7メートル以下であること。
- 4 広告物の面積に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる表示面積以下であること。
- ア 1の表示面に表示する指定特産品又は指定観光施設等の名称の総数が3であつて、かつ、当該表示面に表示する日本語の案内（記号、マーク、絵その他これらに類するもの（以下「記号等」という。）及びアラビア数字その他外国語による翻訳又は

		<p>ローマ字の表示を付す必要がないことが明らかであるものを除く。以下「日本語案内」という。)の全部について翻訳等を付す場合 45平方メートル</p> <p>イ 1の表示面に表示する指定特産品又は指定観光施設等の名称の総数が2又は3である場合(アに掲げる場合を除く。) 30平方メートル</p> <p>ウ 1の表示面に指定特産品又は指定観光施設等の名称のいずれか1つを表示する場合 20平方メートル</p> <p>(2) 次に掲げる表示に係る面積の基準を満たすものであること。</p> <p>ア インターチェンジの名称その他これに附属するもの及びこれらに係る余白を表示する部分(以下これらを総称して「案内部分」という。)の面積の合計は、表示面積の5分の1以上であること。</p> <p>イ 指定特産品、指定地域、指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号等その他これに附属するもの及びこれらに係る余白を表示する部分(以下これらを総称して「記号等部分」という。)を案内部分以外の部分(以下「主要部分」という。)に表示する場合にあっては、記号等部分の面積の合計は、表示面積の5分の1以下であること。</p> <p>5 広告物の色彩に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 主要部分の表示面の色は、茶色(次に掲げる基準を満たすものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>ア 色相(日本工業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。)が10Rから7.5YRまでの範囲内にあるものであること。</p> <p>イ 明度(日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。)が1.5から3.5までの範囲内にあるものであること。</p> <p>ウ 彩度が1から3までの範囲内にあるものであること。</p> <p>(2) 主要部分上に表示する記号等以外のものの色は、白色(明度が9.0以上、かつ、彩度が0.3以下であるものをいう。以下同じ。)であること。</p> <p>(3) 案内部分の表示面の色は、白色であること。</p> <p>(4) 案内部分上に表示する記号等(インターチェンジの表示及びこれに附属する表示に係るものを除く。)以外のもの(以下「文字等」という。)の色は、茶色であること。</p> <p>(5) 高速道路等を通行する車両の運転者が表示面の裏面又は支柱を容易に視認できる場合においては、当該表示面の裏面又は支柱の色は、景観に配慮した色であること。</p> <p>6 広告物の意匠に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 表示面が点滅し、又は回転するものでないこと。</p> <p>(2) 電光表示、点灯照明、ネオンサインその他の光源が露出したもの(表示面を直接照らすものを除く。)を使用するものでないこと。</p> <p>7 広告物の表示の方法に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 文字等(日本語案内に付す翻訳等に係るものを除く。)は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる長さ以上であること。</p> <p>ア 最寄りの高速道路等の路端から15メートル以内の範囲に表示面の全部が存する場合 縦50センチメートル</p> <p>イ 最寄りの高速道路等の路端から15メートルを超える範囲に表示面の全部又は一部が存する場合 縦70センチメートル</p> <p>(2) 日本語案内に付す翻訳等は、当該日本語案内に係る文字等の長さに55パーセントを乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) 文字等の書体は、高速道路等を通行する車両の運転手が明瞭に判読できるものであること。</p> <p>8 広告物の設置場所に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 高速道路等に設置されている標識(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1案内標識の表に掲げるものに限る。)から10メートル以内の範囲に、表示面の全部又は一部が存しないこと。</p> <p>(2) 高速道路等の道路端から道路外側に向かって5メートル以上30メートル以下の範囲に表示面の全部が存するもので、かつ、当該道路端に係る道路面上方12メートルにおける水平面から当該表示面の全部又は一部が突出しないものであること。</p> <p>(3) 最寄りの高速道路等の沿道上に他の高速道路等沿道案内広告物が存する場合においては、当該他の高速道路等沿道案内広告物から80メートル以上離れた場所(地理的要因その他やむを得ない事由があり、かつ、周辺景観と不調和とならないと知事が認めた場合においては、知事が別に適当と認める場所)に設けられるものであること。</p>
--	--	--

別表第3第4項の表備考2中「階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物」を「屋上工作物」に、「屋上構造物」を「、当該屋上工作物」に改め、同表備考に次のように加える。

3 「組合せ」とは、1の指定特産品の名称と当該指定特産品に係る1の指定地域の名称を組み合わせたものをいい、複数の指定特産品の名称又は複数の指定地域の名称を表示する場合は、指定特産品の名称の数に指定地域の名称の数を乗じて得た数の組合せについて、それぞれ高速道路等沿道案内広告物の部個別基準欄2(3)に掲げる基準を満たすものとする。

別表第3第5項中「の表示面積の合計(」を「(高速道路等沿道案内広告物を除く。)の表示面積の合計(」に改め、同項の表中「禁止地域」を「禁止地域等」に、「立看板その他看板の類(のぼりを含む。)」を「立て看板、のぼりその他これらに類するもの」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



(電話番号)

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 5 条 (第 6 条第 5 項、第 6 条第 6 項) の規定により、次のとおり申請します。

表示 (設置) 場所			区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域等 <input type="checkbox"/> 許可地域等 <input type="checkbox"/> 第 1 種地域 <input type="checkbox"/> 第 2 種地域 <input type="checkbox"/> 第 3 種地域	<input type="checkbox"/> 広告物活用地区 <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 <input type="checkbox"/> 広告物協定地区	
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物			<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 高速道路等沿道案内広告物	<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物	
電光表示 広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明 装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他 ()	特殊 装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅
表示面積 (合計)	m ²	表示面積 (1 面)	m ²	数量	個 (枚)	材質
表示 (設置) 期間	年 月 日から		年 月 日まで			
工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで			
※所有者 (管理 者) の承諾	住所					
	氏名	印 (電話)				
※屋外広告物管 理者	住所					
	氏名	(電話)				
施 工 者	住所					
	氏名	(電話)				
	和歌山県屋外広告業登録の年月日及び 番号	年 月 日		和歌山県屋外広告業登録 第 号		
※他の法令に よる許可	建築基準法による工作物の確認	要 ・ 不要 ・ 申請中				
	道路法による占有の許可	要 ・ 不要 ・ 申請中				
	その他の法令による許可	要 ・ 不要 法令名 ()				
備 考						

(注)

- 1 □には、該当するものに✓印を記入してください。
- 2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。
- 3 添付図書
 - (1) 位置図、付近見取図、仕様書、図面
 - (2) 建築物の延べ面積が明らかになる書類
 - (3) 所有者 (管理者) の承諾書
 - (4) 他の法令による許可を要するものについては、その許可書の写し
- 4 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物の場合にあつては別紙 1 に、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の場合にあつては別紙 2 に記載してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(収入欄)

別紙1

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立して設置される広告物

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 の敷地における広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

(注)

- 1 図面については、当該 1 の敷地における、本申請に係る広告物及び現に許可を受けて表示し、又は設置している他の広告物のそれぞれの位置及び表示面積を記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が 1,000 m² 以下の場合、一の敷地における表示面積の合計が第 1 種地域 50 m² 以下、第 2 種地域 100 m² 以下又は第 3 種地域 150 m² 以下の場合は、必要ありません。

3 1 の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量
m ²	個

別紙2

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の表示面積、高さ、色彩等

(1) 広告物の表示する事項

指定特産品及び当該指定特産品に係る指定地域又は指定観光施設等に関する表示する事項				
	区分	名称	内容の説明、指定地域	インターチェンジの名称
1				
2				
3				

(注)

- 1 表示する指定特産品又は指定観光施設等ごとに 1 の行から順に記載してください。
- 2 「区分」の欄は、指定特産品にあつては「特産品」と、指定観光施設等にあつては「観光施設等」と記載してください。

(2) (1) の広告物の表示者又は設置者

	表示者	設置者
1		
2		
3		

(注) (1) の 1 から 3 の順に記載してください。

(3) 広告物の規格、位置等

地面からの高さ	道路面からの高さ	表示面の幅
m	m	m
最寄りの高速道路等沿道案内広告物からの距離	高速道路等に設置されている案内標識からの広告物までの距離	高速道路等の道路端からの距離
m	m	m

(4) 広告物の表示面積等

広告物の表示面積	案内部分の合計面積	記号等部分の合計面積
m ²	m ²	m ²
表示する日本語の内容の全部について、英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示の有無		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注) には、該当するものに✓印を記入してください。

(5) 主要部分及び案内部分で使用する表示面又は文字等の色彩

茶色			白色	
色相	明度	彩度	明度	彩度

(注) 日本工業規格のマンセル表色系の色相、明度及び彩度を記載してください。

(6) 表示する文字

表示する文字 (右記以外の表示) の最小の縦の長さ	日本語の内容に付す英語その他外国語及びローマ字の表示の最小の縦の長さ
cm	cm

(7) 同一の内容を表示する高速道路等沿道案内広告物

最寄りの高速道路等の沿道上にある同一の表示をする既存の高速道路等沿道案内広告物の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(有の場合のみ) 上記の広告物の設置場所

(注) には、該当するものに✓印を記入してください。

別記第2号様式中

種	類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等	<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物	<input type="checkbox"/> 案内広告物	を
		<input type="checkbox"/> 一般広告物	<input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物	<input type="checkbox"/> その他の広告物	
		<input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物			

種	類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等	<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物	<input type="checkbox"/> 案内広告物	に
		<input type="checkbox"/> 一般広告物	<input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物	<input type="checkbox"/> その他の広告物	
		<input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物			
		<input type="checkbox"/> 高速道路等沿道案内広告物			

改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第7条関係)

屋外広告物更新許可(確認)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

印

(電話番号)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置)場所		区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域等 <input type="checkbox"/> 許可地域等 <input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域		<input type="checkbox"/> 広告物活用地区 <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 <input type="checkbox"/> 広告物協定地区		
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物		<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 高速道路等沿道案内広告物		<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物		
電光表示広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他()		特殊装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅
表示面積(合計)	m ²		表示面積(1面)	m ²	数量	個(枚)	材質
※屋外広告物管理者	住所						
	氏名	印(電話番号)					
既許可(確認)の年月日及び番号	年 月 日		付け指令	第 号			
許可(確認)期間	年 月 日から		年 月 日まで				
更新許可(確認)期間	年 月 日から		年 月 日まで				
更新回数	回						
備考							

(写真貼付欄)

(注)

- には、該当するものに✓印を記入してください。
- ※印欄は、該当する場合に記入してください。
- 添付図書
 - 申請前30日以内に撮影した広告物のカラー写真
 - 許可書又は確認書の写し
- 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物の場合にあつては別紙1に、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の場合にあつては別紙2に記載してください。
- 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(収入欄)

別紙1

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立して設置される広告物

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 の敷地における広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

3 1 の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量
m ²	個

別紙2

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の表示面積、高さ、色彩等

(1) 広告物の表示する事項

指定特産品及び当該指定特産品に係る指定地域又は指定観光施設等に関する表示する事項				
	区分	名称	内容の説明、指定地域	インターチェンジの名称
1				
2				
3				

(注)

- 1 表示する指定特産品又は指定観光施設等ごとに 1 の行から順に記載してください。
- 2 「区分」の欄は、指定特産品にあつては「特産品」と、指定観光施設等にあつては「観光施設等」と記載してください。

(2) (1) の広告物の表示者又は設置者

	表示者	設置者
1		
2		
3		

(注) (1) の 1 から 3 の順に記載してください。

(3) 広告物の規格、位置等

地面からの高さ	道路面からの高さ	表示面の幅
m	m	m
最寄りの高速道路等沿道案内広告物からの距離	高速道路等に設置されている案内標識からの広告物までの距離	高速道路等の道路端からの距離
m	m	m

(4) 広告物の表示面積等

広告物の表示面積	案内部分の合計面積	記号等部分の合計面積
m ²	m ²	m ²
表示する日本語の内容の全部について、英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示の有無		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注) には、該当するものに✓印を記入してください。

(5) 主要部分及び案内部分で使用する表示面又は文字等の色彩

茶色			白色	
色相	明度	彩度	明度	彩度

(注) 日本工業規格のマンセル表色系の色相、明度及び彩度を記載してください。

(6) 表示する文字

表示する文字 (右記以外の表示) の最小の縦の長さ	日本語の内容に付す英語その他外国語及びローマ字の表示の最小の縦の長さ
cm	cm

(7) 同一の内容を表示する高速道路等沿道案内広告物

最寄りの高速道路等の沿道上にある同一の表示をする既存の高速道路等沿道案内広告物の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(有の場合のみ) 上記の広告物の設置場所

(注) には、該当するものに✓印を記入してください。

別表第3号様式の2中「壁面広告」を「高速道路等沿道案内広告物、案内広告物（電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものを除く。）、壁面広告」に、「、独立して」を「又は独立して」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第8条関係)

屋外広告物変更等許可(確認)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



(電話番号)

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第10条第1項の規定により、
次のとおり申請します。

表示(設置)場 所					
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物		<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 高速道路等沿道案内広告物		
電光表示広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		特殊装置
			<input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
表示面積(合計)	(変更前) m ²	(変更後) m ²	数量	(変更前) 個(枚)	
表示面積(1面)	(変更前) m ²	(変更後) m ²		(変更後) 個(枚)	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
既許可(確認)の年月日及び番号	年 月 日 付け指令 第 号				
変更等の内容					
変更等の理由					
※屋外広告物管理者	住所				
	氏名	(電話)			
施 工 者	住所				
	氏名	(電話)			
備 考	和歌山県屋外広告業登録の年月日及び番号		年 月 日 和歌山県屋外広告業登録 第 号		

(注)

- 1 □には、該当するものに✓印を記入してください。
- 2 ※印欄は、該当する場合に記載してください。
- 3 添付書類
 - (1) 許可書又は確認書の写し
 - (2) 変更等の前後を比較できる仕様書及び図面
- 4 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物の場合にあつては別紙1に、広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の場合にあつては、別紙2に記載してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(収入欄)

別紙1

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立して設置される広告物

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 の敷地における広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

(注) 図面については、当該 1 の敷地における、本申請に係る広告物及び現に許可を受けて表示し、又は設置している他の広告物のそれぞれの位置及び表示面積を記載してください。

3 1 の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量
m ²	個

別紙2

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の表示面積、高さ、色彩等

(1) 広告物の表示する事項

指定特産品及び当該指定特産品に係る指定地域又は指定観光施設等に関する表示する事項				
	区分	名称	内容の説明、指定地域	インターチェンジの名称
1				
2				
3				

(注)

- 1 表示する指定特産品又は指定観光施設等ごとに 1 の行から順に記載してください。
- 2 「区分」の欄は、指定特産品にあつては「特産品」と、指定観光施設等にあつては「観光施設等」と記載してください。

(2) (1) の広告物の表示者又は設置者

	表示者	設置者
1		
2		
3		

(注) (1) の 1 から 3 の順に記載してください。

(3) 広告物の規格、位置等

地面からの高さ	道路面からの高さ	表示面の幅
m	m	m
最寄りの高速道路等沿道案内広告物からの距離	高速道路等に設置されている案内標識からの広告物までの距離	高速道路等の道路端からの距離
m	m	m

(4) 広告物の表示面積等

広告物の表示面積	案内部分の合計面積	記号等部分の合計面積
m ²	m ²	m ²
表示する日本語の内容の全部について、英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示の有無		
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注) には、該当するものに✓印を記入してください。

(5) 主要部分及び案内部分で使用する表示面又は文字等の色彩

茶色			白色	
色相	明度	彩度	明度	彩度

(注) 日本工業規格のマンセル表色系の色相、明度及び彩度を記載してください。

(6) 表示する文字

表示する文字 (右記以外の表示) の最小の縦の長さ	日本語の内容に付す英語その他外国語及びローマ字の表示の最小の縦の長さ
cm	cm

(7) 同一の内容を表示する高速道路等沿道案内広告物

最寄りの高速道路等の沿道上にある同一の表示をする既存の高速道路等沿道案内広告物の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(有の場合のみ) 上記の広告物の設置場所

(注) には、該当するものに✓印を記入してください。

附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

和歌山県規則第25号

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則（平成20年和歌山県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第4号及び第6号」を「第3号」に改める。

第5条の2第2項第3号中「第8条第2項第2号」を「第8条第3項」に改める。

第7条第3項第3号中「もの」の次に「（太陽光発電施設を除く。）」を加える。

別表第1及び別表第1の2中

「 え又は色彩 の変更	処理施設の用途に供するもの		」 を
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他	高さ13メートル	

「 え又は色彩 の変更	処理施設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設		」 に
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他	高さ13メートル	

改める。

別表第1の3中

「	に供するもの		」 を
	(2) 広告塔、広告板、装	高さ10メートル	

「	に供するもの エ 太陽光発電施設		」 に
	(2) 広告塔、広告板、装	高さ10メートル	

改める。

別表第1の4中

「	の用途に供するもの		」 を
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、	高さ10メートル	

「	の用途に供するもの エ 太陽光発電施設		」 に
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、	高さ10メートル	

改める。

別表第1の5中

「 又は色彩の 変更	設の用途に供するもの		」 を
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これ	高さ13メートル	

又は色彩の変更	設の用途に供するもの エ 太陽光発電施設	に
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これ	

改める。

附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

告 示

和歌山県告示第512号

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号。以下「規則」という。）別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点を次のように指定し、平成29年5月8日から施行する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 規則別表第2に規定する知事が指定する特産品及び知事が指定する地域は、次の表に掲げるとおりとする。

分類	特産品	特産品に係る地域
農 林 水 産 物	青のり	串本町
	アカモク	由良町
	アジ	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
	アシアカエビ	和歌山市 海南市
	アシタバ	串本町
	アマゴ	橋本市 田辺市 新宮市 かつらぎ町 九度山町 高野町 有田川町 日高川町 古座川町 北山村
	天野米	かつらぎ町
	アユ	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町 北山村 串本町
	有田みかん	有田市 湯浅町 広川町 有田川町
	アワビ	和歌山市 新宮市 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
	イカ	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
	イサキ	有田市 御坊市 田辺市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
	伊勢エビ	御坊市 田辺市 新宮市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
	イタドリ	田辺市 白浜町 上富田町 すさみ町
イチゴ	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市	

	紀美野町 かつらぎ町 九度山町 湯浅町 有田川町 印南町 みなべ町 日高川町 那智勝浦町 串本町
イチジク	和歌山市 海南市 紀の川市 岩出市
イノブタ	田辺市 有田川町 白浜町 すさみ町
いよかん	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
色川茶	那智勝浦町
岩牡蠣 <small>がき</small>	由良町
イワシ	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
ウツボ	田辺市 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 串本町
ウナギ	田辺市 新宮市 那智勝浦町 古座川町 北山村 串本町
ウメ	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
温州ミカン	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
エンドウ	和歌山市 橋本市 御坊市 田辺市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 高野町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町
音無茶	田辺市
オリーブ	白浜町
ガーベラ	白浜町
柿	和歌山市 海南市 橋本市 御坊市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 湯浅町 広川町 有田川町
カスミソウ	御坊市 田辺市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 九度山町 高野町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 上富田町
カツオ	有田市 御坊市 田辺市 新宮市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
カマス	新宮市 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
川添茶	白浜町
キウイフルーツ	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高川町
紀州うすい	和歌山市 橋本市 御坊市 田辺市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 高野町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町
紀州うめたまご	橋本市 御坊市 かつらぎ町 有田川町 日高川町
紀州うめどり	橋本市 御坊市 かつらぎ町 有田川町 日高川町
紀州勝浦産まぐろ	那智勝浦町

紀州材	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
紀州みなべの南高梅	印南町 みなべ町
キャベツ	和歌山市
キュウリ	美浜町
清見	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
キンカン	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
クエ	御坊市 田辺市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 串本町
クジラ	新宮市 那智勝浦町 太地町 串本町
熊野牛	田辺市 新宮市
クリ	紀美野町 かつらぎ町
クレソン	岩出市
クロアワビタケ	有田川町
くろしおいちご	新宮市 那智勝浦町 串本町
黒大豆	紀の川市
黒竹	日高町
コウヤマキ	橋本市 かつらぎ町 九度山町 高野町
高野六木	高野町
コゴミ	田辺市
小玉スイカ	御坊市 印南町 みなべ町
サイパンイモ	串本町
サカキ	橋本市 田辺市 新宮市 かつらぎ町 広川町 有田川町 日高町 日高川町 白 浜町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町
サバ	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串 本町
山椒 <small>しょう</small>	海南市 紀美野町 かつらぎ町 有田川町
三宝柑 <small>かん</small>	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
サンマ	田辺市 新宮市 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
シイタケ	海南市 岩出市 橋本市 紀の川市 有田市 田辺市 紀美野町 かつらぎ町 湯

	浅町 広川町 有田川町 印南町 日高川町 白浜町 上富田町 古座川町 串本町
塩	串本町
シキミ	橋本市 田辺市 新宮市 かつらぎ町 広川町 有田川町 日高町 日高川町 白浜町 すすみ町 那智勝浦町 古座川町
シシトウ	和歌山市 海南市 橋本市 御坊市 田辺市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 日高川町
ジビエ (イノシシ肉)	日高川町 古座川町
ジビエ (シカ肉)	日高川町 古座川町
清水米	有田川町
しもつみかん	海南市
ジャバラ	新宮市 北山村
ショウガ	和歌山市
しよらさん ^{かつお} 鱈	串本町
シラス	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すすみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
スイカ	御坊市 印南町 みなべ町
スイセン	由良町
すすみケンケン鱈	すすみ町
スターチス	御坊市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 九度山町 高野町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町
ストック	すすみ町
スモモ	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 田辺市 紀の川市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 広川町 有田川町 由良町 印南町
セミノール	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すすみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
千両	印南町 串本町
タイ	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 田辺市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すすみ町 串本町
ダイコン	和歌山市
ダイダイ	田辺市
高菜	田辺市 白浜町 上富田町
タチウオ	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 田辺市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町
露 ^{あかね} 茜	みなべ町
テングサ	和歌山市 那智勝浦町 太地町 串本町
テンダイウヤク	新宮市

トコブシ	和歌山市 新宮市 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町
トビウオ	串本町
トマト	海南市 御坊市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 有田川町 美浜町 日高町 印南町 みなべ町 日高川町
ミニトマト	海南市 御坊市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 有田川町 美浜町 日高町 印南町 みなべ町 日高川町
トルコギキョウ	串本町
なし	かつらぎ町
なつみかん	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
なばな	岩出市
南高梅	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町 北山村 串本町
ニンニク	由良町 古座川町 串本町
ネーブルオレンジ	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
ねごろ大唐	岩出市
はたごんぼ	橋本市
蜂蜜	田辺市 古座川町
はっさく	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
ハモ	和歌山市 海南市 有田市 湯浅町 広川町 日高町 由良町
ヒジキ	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串 本町
日高のクエ	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町
ヒロメ	田辺市 白浜町 すさみ町 串本町
ビワ	海南市
ブドウ	和歌山市 海南市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 九度山町 湯浅町 広川町 有田川町
ブリ	新宮市 那智勝浦町 太地町 串本町
ブルーベリー	和歌山市 海南市 紀の川市 有田川町
ホロホロ鳥	日高川町
ぼんかん	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町

	那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町	
マグロ	有田市 御坊市 田辺市 新宮市 湯浅町 広川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 串本町	
松いちご	美浜町	
松キュウリ	美浜町	
マッシュルーム	橋本市	
松トマト	美浜町	
ミョウガ	高野町	
モモ	和歌山市 海南市 橋本市 御坊市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 湯浅町 広川町 有田川町	
湯浅なす	湯浅町	
ユズ	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町	
ゆら ^{わせ} 早生	由良町	
養殖わかめ	由良町	
りんご	かつらぎ町	
レタス	白浜町 上富田町 すさみ町	
ワサビ	かつらぎ町 九度山町 有田川町 日高町 印南町	
農 林 水 産 物 以 外 の も の	医農薬中間品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 高野町 湯浅町 広川町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 上富田町
	鋳物製品	和歌山市 紀の川市 紀美野町
	衣料縫製品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 串本町
	薄板	高野町
	音無紙	田辺市
	織物	和歌山市 橋本市 有田市 紀の川市 かつらぎ町 九度山町 有田川町
	柿の葉寿司	橋本市 かつらぎ町 九度山町
	かき混ぜご飯	印南町
	家具・建具	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 由良町 印南町 みなべ町 白浜町 上富田町 那智勝浦町 北山村 串本町
	川原家	新宮市
	機械加工製品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 串本町
	紀州 ^{たんす} 箆	和歌山市
	紀州 ^{びな} 雛	海南市

紀州 ^{びん} 備長炭	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町
紀州へら ^{ぎょ} 竿	橋本市 九度山町
キャンドル	高野町
金属製家庭用品	和歌山市 海南市 紀の川市 紀美野町
合成樹脂製家庭用品	和歌山市 海南市 紀の川市 紀美野町
高野紙	高野町
御坊人形	御坊市
ごま豆腐	かつらぎ町 高野町
漆器	和歌山市 海南市 有田市 御坊市 紀の川市 岩出市 紀美野町 湯浅町 広川町
ジャム	高野町
樹脂添加剤	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 高野町 湯浅町 広川町 日高町 由良町 印南町 み なべ町 日高川町 上富田町
数珠	高野町
棕櫚 ^{しゅる} 製家庭用品	和歌山市 海南市 紀の川市 紀美野町
棕櫚 ^{ほうき} 箒	紀美野町
松煙墨	田辺市
精進料理	高野町
醤油 ^{しょう} 油	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 かつらぎ町 湯浅 町 広川町 有田川町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 上富田町 那智勝 浦町 串本町
食酢	那智勝浦町
除虫菊製品	海南市 有田市
繊維家庭用品	和歌山市 海南市 紀の川市 紀美野町
線香	高野町
染色・繊維染色製 品	和歌山市 海南市 橋本市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町
染料・顔料製品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 高野町 湯浅町 広川町 日高町 由良町 印南町 み なべ町 日高川町 上富田町
陀羅尼 ^だ 助	高野町
手袋・靴下	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 紀の川市 紀美野町 かつ らぎ町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高川町
電気電子製品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 串本町
電子材料薬品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市

	紀美野町 かつらぎ町 高野町 湯浅町 広川町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 上富田町
那智黒硯 <small>すずり</small>	那智勝浦町
生麩 <small>ふ</small>	高野町
ニット	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 上富田町
日本酒	和歌山市 海南市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 有田川町 印南町 日高川町
ねん 撚糸製品	和歌山市 海南市 橋本市 紀の川市 かつらぎ町
野鍛冶刃物	新宮市
パイル織物	和歌山市 橋本市 有田市 紀の川市 かつらぎ町 九度山町 有田川町
早なれ寿司	美浜町
板金製品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 串本町
皮革製品	和歌山市 橋本市 御坊市 田辺市 紀の川市 かつらぎ町 有田川町 日高町 印南町 みなべ町 白浜町 すさみ町 串本町
ひのき 桧紐	高野町
ひわだぶ 檜皮葺き	高野町
フカヒレ	那智勝浦町
プラスチック成型品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町
プレス製品	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 串本町
宝来	高野町
味噌 <small>みそ</small>	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 かつらぎ町 湯浅町 広川町 有田川町 由良町 みなべ町 日高川町 上富田町 那智勝浦町 串本町
皆地笠 <small>がさ</small>	田辺市
めはりずし	田辺市 新宮市 那智勝浦町 串本町
木製家庭用品	和歌山市 海南市 紀の川市 紀美野町
椰子製家庭用品 <small>や</small>	和歌山市 海南市 紀の川市 紀美野町
保田紙 <small>やす</small>	有田川町
窯業・ガラス製家庭用品	和歌山市 海南市 紀の川市 紀美野町
和歌山ラーメン	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町

わさび寿司

有田川町

備考

- 1 中欄に掲げる特産品の名称は、中欄に掲げる字句のとおり高速道路等沿道案内広告物に表示しなければならない。ただし、当該特産品の名称以外のものの名称と誤解されるおそれがないものは、この限りでない。
 - 2 高速道路等沿道案内広告物に表示する中欄に掲げる特産品の名称1つにつき、それぞれ右欄に掲げる地域の名称のうち1つ以上、同欄に掲げる字句のとおり表示しなければならない。ただし、当該地域の名称以外のものの名称と誤解されるおそれがないものは、この限りでない。
- 2 規則別表第2に規定する知事が指定する観光施設又は観光地点は、次の（1）から（4）までに掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 和歌山県内に所在するものであること。
 - (2) 年間を通じておおむね1週間につき2日以上観光客を受け入れるものであること。
 - (3) 観光施設にあっては当該観光施設の所在する地域において、観光地点にあっては当該観光地点の周辺の地域において相当程度周知されているものであること。
 - (4) 次の表に掲げる観光施設又は観光地点のいずれかに該当するものであること。

分類	観光施設又は観光地点
自然	山岳、高原（湿原を含む。）、湖沼（人造湖を含む。）、河川（峡谷及び滝を含む。）、海岸（岬を含む。）、海中（自然公園法（昭和32年法律第161号）で海中公園に指定されている地区をいう。）及び島
歴史・文化	史跡（古墳、貝塚、城跡及び古戦場をいう。）、城（天守又は矢倉を有する城（復元されたものを含む。）をいう。）、神社、仏閣、庭園、歴史的街並み、旧街道（歴史的な街道であって、観光地点として魅力を有するものをいう。）、博物館、美術館、記念館、資料館、動物園（サファリパーク及び鳥類園を含む。）、植物園、水族館、産業観光（ワイナリー、ビール園、酒造見学を行う施設を含む。）及び歴史的建造物
温泉	温泉地（温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉がゆう出する地域をいう。）
スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設（ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設及び自然歩道を含む。）、スキー場、キャンプ場、釣り場、海水浴場、マリナー、ヨットハーバー、公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき設置されたものをいう。）、レジャーランド・遊園地及びテーマパーク
商店街	商店街
その他	この表に掲げるもののほか、（1）から（3）までの要件を満たす観光施設又は観光地点として知事が認めるもの

和歌山県告示第513号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく和歌山県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、変更後の和歌山県景観計画を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、平成29年5月8日から施行する。

平成29年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸